

(令和4年4月1日～令和5年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

滋賀県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
大津市	○	○
彦根市	○	×
長浜市	○	○
近江八幡市	○	○
草津市	○	×
守山市	○	○
栗東市	○	○
甲賀市	○	○
野洲市	○	○
湖南市	○	○
高島市	○	○
東近江市	○	○
米原市	○	○
日野町	○	○
竜王町	○	○
愛荘町	○	○
豊郷町	○	○
甲良町	○	○
多賀町	○	○